

東区自治協議会特別部会の設置について（案）

東区自治協議会部会設置要領第2条第3項に基づき、下記のとおり特別部会の設置についてご審議願います。

- 1 特別部会名 東区自治協議会広報紙編集部会（以下、「編集部会」という。）
- 2 目的 東区自治協議会の活動を広く区民に周知するため、「東区自治協議会だより」を発行する。
- 3 委員構成 第1部会、第2部会、第3部会からそれぞれ3名を選出し、合計9名で構成する。（会長、副会長、部会長は選出しない。）
- 4 委員選出 各年度の第1回部門別部会開催時に選出する。
- 5 編集部会の運営及び費用弁償 東区自治協議会部会設置要領に準ずる。
- 6 発行に関する事項 発行回数、発行時期、広報紙の規格、配布先等は編集部会で検討し、全体会議で決定する。
- 7 その他 その他必要な事項は、編集部会で定める。